

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：谷川工業 株式会社

業者の住所：広島県広島市西区中広町1-3-18

2 指名停止措置期間：令和4年5月24日から令和4年6月23日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

谷川工業株式会社は、広島市水道局発注の工事において、建設業法第7条第2号に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和4年2月28日に広島県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指停止措置要領 付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内